

Title	スティーヴン治世期における財務府
Sub Title	The exchequer in the reign of Stephen
Author	吉武, 憲司(Yoshitake, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.1 (1987. 5) ,p.47- 78
JaLC DOI	
Abstract	<p>The origins of the English Exchequer go back to the reign of Henry I (1100-1135). It had already reached a remarkably sophisticated level by 1130, the date of the oldest Pipe Roll Almost all the practices evident in successive Pipe Rolls, from the first year of Henry II's reign (1154-1189) onwards, had been firmly established by that time For the reign of Stephen (1135-1154), however, we have no Pipe Rolls at all, and this fact has given rise to the difficult question of whether the Exchequer even existed during his reign, which is usually referred to as "anarchy" Many historians have tried to find some trace of King Stephen's Exchequer in the Pipe Rolls of the early years of Henry II's reign Although their arguments often do not seem to be very profitable, Henry II's Pipe Rolls are not totally useless for the study of King Stephen's Exchequer. In 1155 or 1156 or 1157, the county farm was paid by tale for Norfolk, Suffolk, Essex, Sussex, Shropshire, Somerset and Devon (Rutland is an exception) (see Map I), but the by-tale payments for these counties were converted into blanch payments as soon as possible (see Map II). In 1130, the county farm was paid by weight or in blanch basically (and probably charged in blanch), therefore, the by-tale payments in the early years of Henry II's reign should be regarded as a retrogression of the Exchequer practice which occurred during the period of "anarchy" Nevertheless, it is also very likely that the Exchequer audits continued to be made for these counties, even in Stephen's reign, probably by tale, because Henry II would have asked them to pay the farm in blanch if they had not paid the farm at all in Stephen's reign Interestingly, the counties in which the county farm was paid by tale in 1155, 1156 or 1157 (i e., Norfolk, Suffolk, Essex, Sussex, Shropshire, Somerset and Devon), and those in which the county farm was paid in blanch in 1155 (i. e., Kent, Surrey, Huntingdonshire, Leicestershire, Lnicolnshire, Yorkshire, Dorset, Wiltshire, Gloucestershire, Herefordshire and Staffordshire), demonstrate a regular distribution two compact blocks in eastern and western England This as in contrast to the counties for which no Pipe Roll records remain for 1155 (i. e, Hampshire, Bedfordshire, Buckinghamshire, Warwickshire, Rutland and Derbyshire), or for which the payment method of the county farm was not specified for 1155 (i e, Berkshire, Oxfordshire, Worcestershire, Nottinghamshire, Northamptonshire, Cambridgeshire, Hertfordshire and Middlesex). This distribution coincides fairly well with the political geography of the "anarchy", which was recently expounded by Dr Edmund King(T. R H. S., 1984). According to him, even in the "anarchy", the eastern and western regions in England were effectively controlled by King Stephen and Empress Matilda, respectively If these facts are taken into account, the conclusion might be that, even in the "anarchy", the eastern counties continued to account for the county farm in Stephen's Exchequer, probably at Westminster, while the western counties paid into Empress Matilda's Exchequer probably at Bristol.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ステイワードン治世期における財務府

吉 武 憲 司

ヘンリー一世 (Henry I) 治世期 (一一〇〇—一一三五年) には、後のイングランドの統治機構の基礎となる行政上の革新が多く行われた。巡回裁判官 (itinerant justices) 制や最高法官 (Chief Justiciar) 制と並び、財務府 (the Exchequer) 制度がその革新の最も重要なものであった。「財務府 (the Exchequer, scaccarium)」という語は一一一〇年のヘンリー一世の令状に初めて現われるが、それは、リンカンのセント・メアリー司教座教会 (St. Mary's Cathedral of Lincoln) が王女マティルダ (Matilda) と後の神聖ローマ皇帝ハインリッヒ五世 (Heinrich V) との婚約のための援助金から免除されるべく、*baronibus de scaccario* に知らせたものである。この特許状は、後にリチャード・フィッツナイジェル (Richard

fitzNigel) が「財務府問答録 (Dialogus de Scaccario)」の中で明らかにしたようなチェス板状の計算布の上で行われる会計報告が既に存在していた⁽¹⁾ ことを暗示している。さらに、現在残存している最古のものであるヘンリー一世治世期第三一年 (一一二九—一一三〇年) のパイプ・ロールから明らか⁽²⁾ なるように、財務府制度は一一二〇年代末までに高度に洗練された段階に達していた。財務府は、その時既に、ヘンリー二世 (Henry II) 治世期 (一一五四—一一八九年) 以降の一連のパイプ・ロールに見られる通常の業務慣行をほとんど全て確立しており、大蔵 (the Treasury) や寝所部 (the Chamber) とともに国王財務行政の中心となっていた。しかし、ステイワードン治世期 (一一三五—一一五四年) 全てを含む一一三〇年から一一五五年までの時期に關し

てはいかなるパイプ・ロールも残存しておらず、このことは、この時期にも財務府が存在したのか、言い換えるならば、この時期にも財務府の会計報告(the Exchequer audits)が行われたのかという困難な問題を提起する。

直接の証拠は存在しないが、ステューヴンの即位後も、少なくとも一一三九年のロジャール・オブ・ソールズベリー一族の逮捕に至るまで、財務府は機能し続けたと一般に考えられている。さらに、国王ステューヴンが一一四一年のリンカンの戦いで囚れの身となるまで、財務府を含めた国王行政機構全般は、アンジュー派支配下にあった西部イングランドを除き比較的正常に機能し続けた可能性が高い。⁽⁴⁾しかし、一一四一年以降国王行政がそれ以前と同程度に活発に機能し続けたかどうかは明らかではなく、国王行政の歴史が最も不明確となるのはまさにこの時代なのである。

ステューヴン治世期の内乱の中で寝所部が収納部局(an office of receipt)として非常に重要性を増したに違いないという事実にもかかわらず、多くの歴史家は、たとえ局地的に不完全な形であれ財務府は一一四一年以降も存続したと考える傾向があり、ヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールの中にステューヴンの財務府に関する

証拠を見つけようと試みてきた。たとえば、ヘンリー二世治世期第一年(一一五四―一一五五年)のパイプ・ロールの中で、いくつかの州は、ヘンリー二世の戴冠直前の三ヶ月を含む一会計年度全部に関して会計報告を行っている。それ故、歴史家は、これらの州において財務府がステューヴン(もしくは女帝マティルダ)の下で機能し続けたのかもしれないと主張してきた。これに対して、彼らは、会計年度の一部に関してのみ会計報告がなされている州では財務府は混乱の状態にあったと示唆した。⁽⁵⁾

しかしながら、一一五五年のパイプ・ロールの中でなされた会計報告の期間からステューヴン時代の財務府の状態を推測するのは、あまり有益だとは思われない。会計報告の期間が一年に満たないということは、国王がその残りの期間について州請負料(the county farm)もしくは州長官の請負料(the sheriff's farm)を受け取らなかつたということを必ずしも意味しないのである。それどころか、たとえステューヴン治世後期に財務府が存在しなかつたとしても、ヘンリー二世が一会計年度全部について州請負料を要求した可能性のほうが高いのである。⁽⁶⁾会計報告の期間が一年に満たない事例は、むしろ、

州請負料の一部が前もって寝所部で支払われたのか、もしくは、財務府会計年度の途中で州長官が罷免され、その時に彼の負っている州請負料の一部が支払われたのかもしれないということを示唆するのである。⁸⁾ 実のところ、一一五五年に九ヶ月分の会計報告しか行っていない州は、むしろ内乱期にステイヴンもしくは女帝マティルダの支配下で行政が比較的 normally 機能し続けていたと考えられる地方なのである。⁹⁾ ケントとサセクスは、内乱期を通じてステイヴンの支配下にあり、それぞれウィリアム・オブ・イープル (William of Ypres) とチチエスター伯ウィリアム・ド・ヴィニエ (William d'Aubigny, Earl of Chichester) に任ざられていた。ヘンリー二世は、多分このような戦略的に重要な州を親ステイヴン派であった有力バロンに任せることを好まず、即位とともに彼らをより無害な人物に置き代えたのであろう。¹⁰⁾ これに対して、グロスターシャーとヘリフォードシャーは内乱時代にはアンジュー派の権力基盤であり、主としてマイルズ・オブ・グロスター (Miles of Gloucester) とその子ロジャー (Roger) に委ねられていた。ヘリフォード伯として、また恐らくグロスターシャーとヘリフォードシャーの州長官として、彼らはステイヴン治世期にこの

ステイヴン治世期における財務府

地方に多大な土地や権力を蓄積しており、このヘリフォード伯家の権力を縮小することは、ヘンリー二世にとって即位後の主要な関心事であった。それ故、ヘンリーが即位時にロジャーから州長官職を奪い、「国王の戴冠後九ヶ月分の (de quartibus partibus anni post coronationem Regis)」州請負料について会計報告をさせるために小身の者を代わりに据えたということは十分ありうるのである。¹¹⁾

実のところ、ステイヴン治世期の財務府に関する積極的な証拠をヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールから集めることは、非常に困難である。それどころか逆に、その初期のパイプ・ロールは、財務府がある程度の混乱状態にあったことを示すのである。たとえば、一一五五年のパイプ・ロールは、ベッドフォードシャー、バッキンガムシャー、ダービーシャー、ハンプシャー、ラトランド、ウォーリックシャーの会計報告を欠いており、アレクサンダー・スワイアード (Alexander Swereford) による一二世紀の抜粋は、「国王ヘンリーの第二年はここで終わる。というのは、ここに記録されなかった他の州についてはこの年会計報告が聴取されなかったからである (et terminatur hic annus Regis Henrici

primus, quoniam de aliis comitatibus, qui hic non annotantur, hoc anno non audiebantur compoti.)⁽¹²⁾』という文面で終わっている。その上、初期のパイプ・ロールに記録されている会計報告自体混乱状態を示している。会計報告は、しばしば短かく概略的であり、「新訴訟料 (Nova Placita)」や「新契約料 (Nova Conventione)」の詳細な項目を欠いている。そして、秩序立った詳細な項目がパイプ・ロールに現れるのは、漸く一六六六年になってからである。ヘンリー二世治世期第一〇年（一一六四年）以前には、財務府の会計報告で最も重要な項目である州請負料の額までが変動しているのである。⁽¹³⁾とりわけ、この時期のパイプ・ロールでは、州請負料の額にその支払い方法、つまり、「試金による (in blanch)」のか「勘定による (by tale)」のかが指定されていないのである。⁽¹⁴⁾この支払い方法の特定が、ヘンリー一世のパイプ・ロールや財務府が通常の状態に戻った後のヘンリー二世のパイプ・ロールの中ではほとんど必ず記録されていたことを考えるならば、そのことは財務府制度の後退・衰退として注目すべきであろう。これは、リチャード・フィッツナイジェルがステューヴン時代の「アナーキー」の中で失われたと考えた「財務府の知識 (scaccarii

scientiam)」の一部と見なされるかもしれない。⁽¹⁵⁾筆者が『アングロ・ノルマン国王特許状集成』の第三巻を調べた限りでは、⁽¹⁶⁾ステューヴン、女帝マティルダ、ヘンリー・オブ・アンジューによって内乱期に発行された特許状の中で、「試金による」支払いか「勘定による」支払いかが特定されているのは一枚のみである。ヘンリー一世の王妃マティルダは、エクセターの請負料 (the farm of the borough of Exeter) の三分の二を毎年ロンドンのホーリー・トリニティ小修道院 (Holy Trinity Priory) に与えることを取り決めたが、これは、⁽¹⁷⁾一三三五年もしくは一三三六年に発行されたステューヴンの特許状の中で確認されている。⁽¹⁸⁾その特許状の中で、譲与の額は「定率加算による二五ポンド (£25 ad scalam)」と明記されている。この「定率加算による (ad scalam)」支払いは現実には「試金による (blanch)」支払いと同じであると思われる。⁽¹⁹⁾この唯一の例外を除き、ステューヴン時代の財務府の会計報告に関係する全ての特許状の中で「試金による」のか「勘定による」のかの指定がなされていないのである。

一一三九年に国王行政が停止してしまったというスタブズ (Stubbs) の主張に対して、ラウンドは、「アナー

キー」の中でも財務府が機能していたことを示す証拠として、ステイヴンと女帝マティルダが一一四一年にジェフリー・ド・マンドヴィルに対して発行した特許状が重要であることを指摘した。⁽²⁰⁾ これらの特許状は、ロンドン及びミドルセックス、エセクス、ハーフォードシャーの州長官職をジェフリーに与えている。所謂「女帝の第二特許状」の中で、ロンドン及びミドルセックスの州請負料は三〇〇ポンド、エセクスは三〇〇ポンド、ハーフォードシャーは六〇ポンドと明記されている。これらの特許状の全てが、さらに、州請負料から差し引かれなければならなかった被讓渡王領 (terrae datae)——この場合はジェフリーに与えられた王領マナー) の評価額を記している。これらの特許状について、ラウンドは、「騒乱とアナキーの最盛期においてさえ、財務府は、その全ての詳細な業務慣行を保持しており、完全な形で存在していたと認められていたことが少なくともここで示唆されている⁽²¹⁾」と述べている。確かに、これらの特許状の中で州請負料から差し引かれるべき額が明記されていることは重要である。それは、ラウンドが考えたように、ステイヴンと女帝マティルダが依然として財務府が機能していたと想定していたことを証明するのである。この

ステイヴン治世期における財務府

考えは、一一四一年のリンカンの戦い直後にオックスフォードで発行された「債務差引令状 (writ compute)」によっても証明される。⁽²²⁾ それは、後の時代のものと同じ書式に従い、女帝マティルダがオックスフォードの請負料から五シリング・五ペンス四分の三をオスニー修道院 (Osney Abbey) に譲与したことを財務卿 (the barons of the Exchequer; baronibus de scaccario) に知らせている。

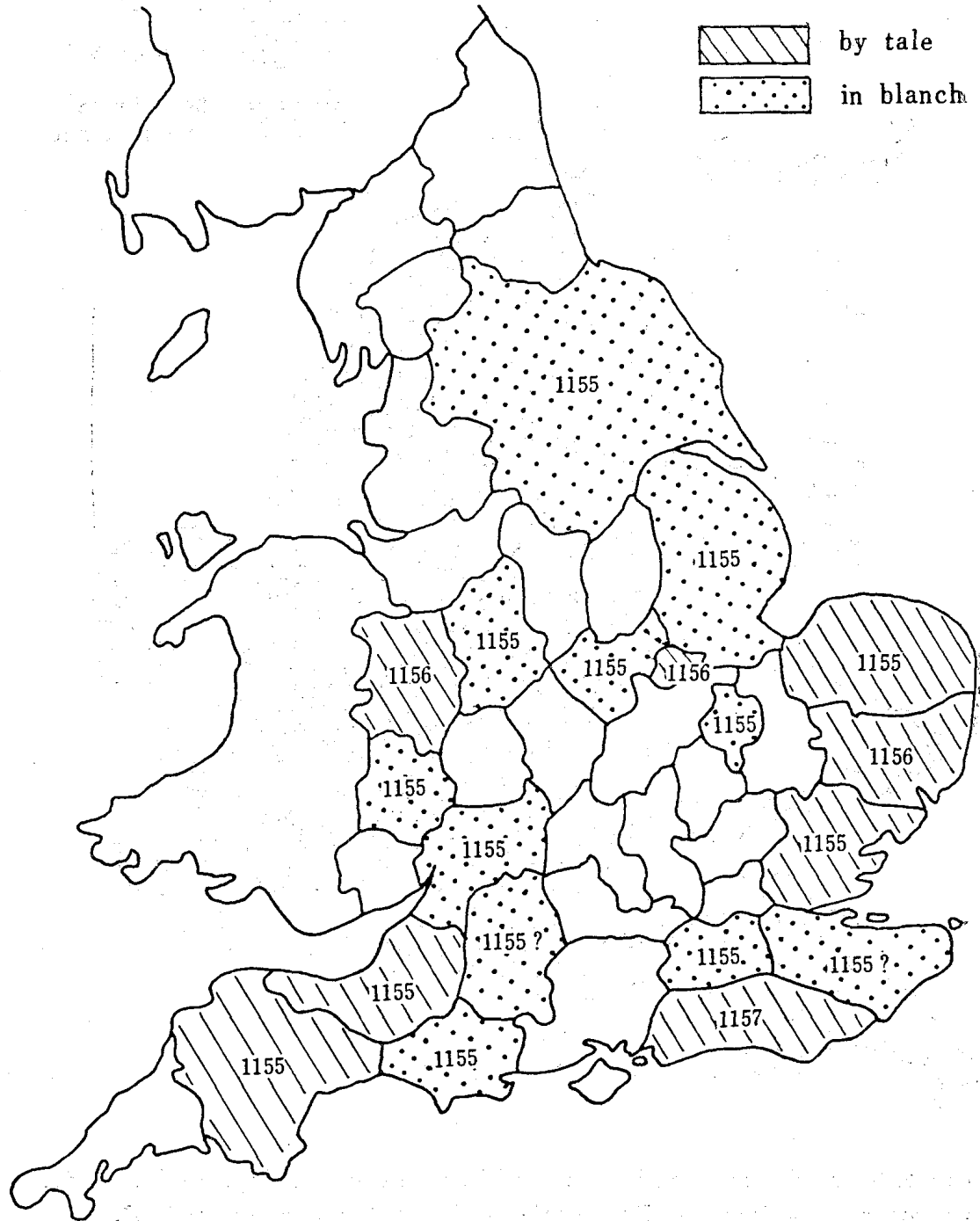
しかしながら、たとえ上述の特許状が財務府の存続を示唆するとしても、それらの中で「試金による」支払い「勘定による」支払いかが明記されていないという事実は、財務府の衰退の一面を物語っている。財務府の会計報告に関する全ての額は、「試金による」ものか「勘定による」ものかが明記されねばならない。さもなければ、会計報告の際、請負人と財務府の役人との間で争いが起るであろう。とりわけ、「被讓渡王領 (terrae datae)」に「試金による」のか「勘定による」のかを明記することは非常に重要であった。王領マナーの讓渡は、しばしばハンドレッド裁判権の讓渡を伴っていた。もしある讓渡が王領マナーだけならば、州請負料から差し引かれるべき額は「勘定による」と記された。これに対して、も

しある譲渡がハンドレンド裁判権を含むならば、それは「試金による」と記された⁽²³⁾。それ故、「試金による」か「勘定による」かの明記のない「債務差引令状 (writ computate)」や「被譲渡王領 (terrae datae)」の記述は、財務府の通常の業務では無意味なのである。上述のマンドヴィル特許状をミドルセックスの州請負料が「勘定による三〇〇ポンド (£300 by tale)」と明記されているヘンリー一世のロンドンに対する特許状と比べるならば、⁽²⁴⁾ 以上のような財務府の衰退は特に明らかとなるのである。財務府が正常な状態に戻った後の時代には、「試金による」か「勘定による」かの明示がないならば、それは「勘定による」支払いを意味した。それ故、先に引用した一連の特許状は、ステイヴン治世期の財務府の会計報告が「勘定による」支払いによってのみ考慮されていたと、⁽²⁵⁾ いうことを示唆するのかもしれない。この推測は、既に引用したホーリー・トリニティー小修道院の事例で、ヘンリー一世時代の「定率加算による二五ポンド (£25 ad scalam)」もしくは「試金による二五ポンド (£25 blanch)」の譲与額がヘンリー二世治世初期からパイプ・ロールの中で「勘定による二五ポンド・一二シリング・六ペンス (£25 12s 6d by tale)」と記録されるように

なってしまうという事実によって支持されると思われる⁽²⁵⁾。

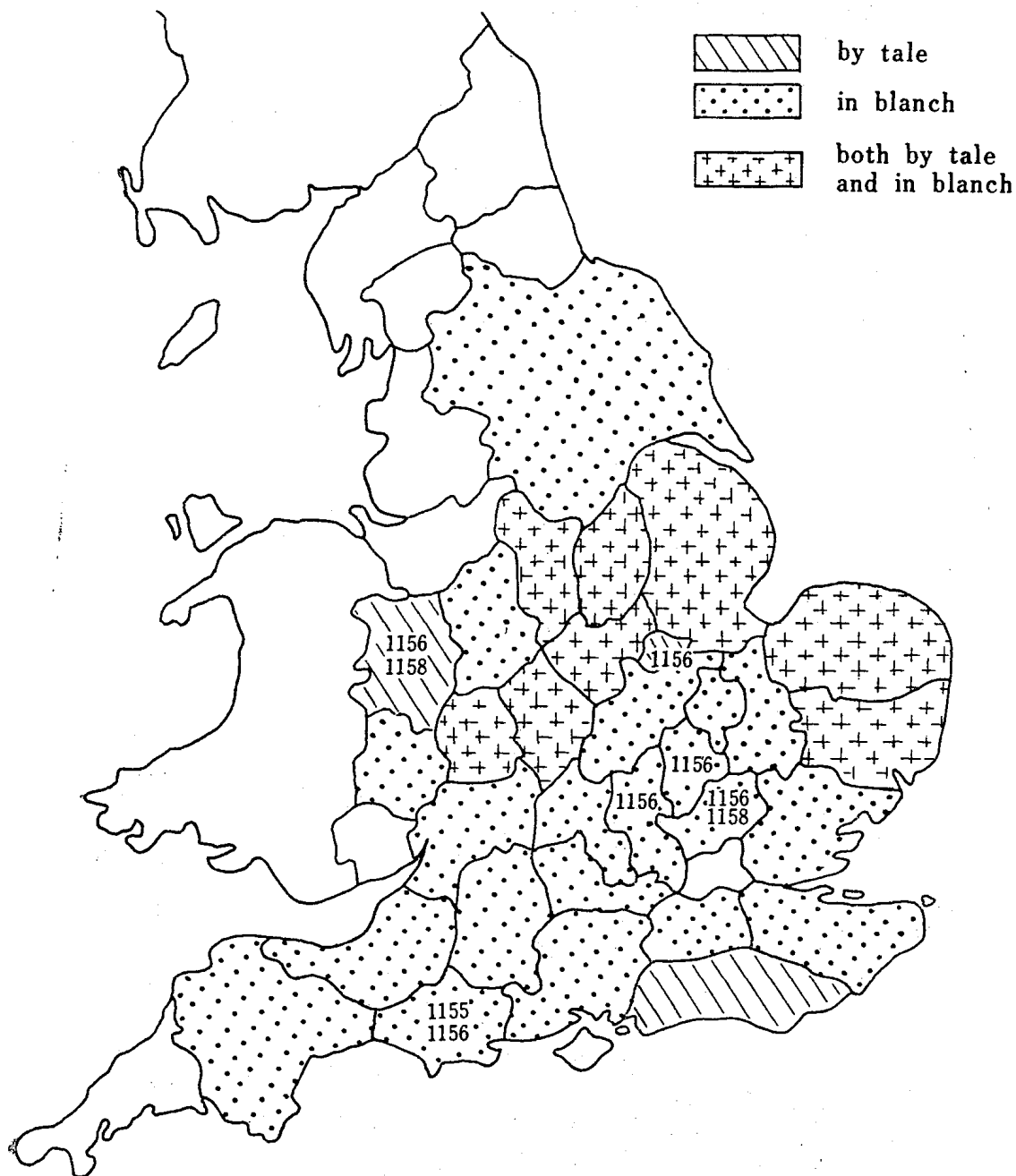
ヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールの中には、ステイヴン治世期に少なくともいくつかの州において州請負料が「勘定による (by tale)」支払いで課されたかもしれないということを示す証拠がある。地図Ⅰに示したように、一一五五年、一一五六年、一一五七年のいずれかの年に、ノーフォーク、サフォーク、エセクス、サセクス、シュロップシャー、サマーセット、デーヴォン、ラトランドの州請負料は「勘定により」支払われた。しかし、地図Ⅱで明らかのように、これらの州の「勘定による」支払いは、伝統的に「勘定による」支払いが認められていたサセクスとシュロップシャーを除き、すぐに「試金による」支払いに変えられた。⁽²⁶⁾ ヘンリー二世治世期の残りの期間及びその後には、州請負料は基本的には「試金により」課され支払われた。そして、後に詳しく述べるが、州請負料は既に一一三〇年には組織的に「試金により」課されていたと思われる。⁽²⁷⁾ それ故、ヘンリー二世治世初期にいくつかの州で州請負料が「勘定により」課されていたという事実は、ヘンリー一世治世期末までに高度に発展していた財務府の業務慣行の衰退の一

Map I. The County Farms in 1155
 (with the county farms paid by tale in 1156 or 1157)



Payments not specified for Salop, Sussex and Suffolk in 1155.

Map II. The County Farms in 1157



No records for Bucks & Beds and for Middlesex in the Pipe Roll of 1157. Payments not specified for Dorset, Herts, Rutland and Salop in 1157. By tale and in blanch for Bucks & Beds from 1159, for Northants from 1158 and for Kent from 1159.

Table I. (1) The Method of the County Farm Payment

	1130 (31 Henry I)			1155 (1 Henry II)		
	old farm	new farm	debt	old farm	new farm	debt
Berks	—	weight	blanch	—	not	—
Bucks Beds	tale	weight tale	—	—	—	—
Cambs	—	weight	—	—	not	—
Devon	blanch	weight	blanch	—	tale	—
Dorset	blanch	weight tale	blanch tale	—	blanch	—
Essex	—	weight	—	—	tale	s. tale
Glos	blanch	weight	blanch	—	blanch	—
Hants	blanch	weight	blanch	—	—	—
Herefs	—	—	—	—	blanch	—
Herts	—	weight	—	—	not	—
Hunts	—	weight	—	—	blanch	—
Kent	—	weight tale	blanch tale	—	—	blanch
Leics	—	weight	—	—	blanch	—
Lincoln	blanch tale	weight	blanch tale	—	blanch	—
London & M	blanch	blanch	blanch	—	not	—
Norfolk	blanch	weight	—	—	tale	tale
Northants	—	weight	—	—	not	—
NottsDerby	blanch tale	weight	blanch tale	—	not	—
Oxon	—	—	blanch	—	not	—
Rutland	—	not	not	—	—	—
Salop	—	—	—	—	not	—
Somerset	—	—	—	—	tale	—
Staffs	blanch	blanch	s. blanch	—	blanch	—
Surrey	—	weight	—	—	blanch	—
Suffolk	blanch	weight	—	—	not	—
Sussex	—	not	not	—	not	—
Warwick	blanch	weight	blanch	—	—	—
Wilts	blanch	weight tale	blanch tale	—	not	blanch
Worcs	—	—	—	—	not	—
Yorks	not	not	not	—	blanch	—
Cumb	not	not	not	—	—	—
Northumb	not	not	blanch	—	—	—
Westm	not	not	not	—	—	—

— no record or no figure given; not figure given but not specified

s. blanch surplus in blanch; s. tale surplus by tale; s. not surplus not specified

Table I. (2) The Method of the County Farm Payment

	1156 (2 Henry II)			1157 (3 Henry II)		
	old farm	new farm	debt	old farm	new farm	debt
Berks	—	blanch	not	blanch	blanch	—
Bucks Beds	—	blanch	blanch	—	—	—
Cambs	—	blanch	blanch	blanch	blanch	—
Devon	s. not	blanch	not	blanch	blanch	blanch
Dorset	—	blanch	—	—	not	blanch
Essex	s. tale	blanch	blanch	blanch	blanch	—
Glos	blanch	blanch	blanch	blanch	blanch	blanch
Hants	—	blanch	blanch	blanch	blanch	—
Herefs	not	silver	not	silver	blanch	—
Herts	—	blanch	blanch	blanch	not	—
Hunts	blanch	not	blanch	blanch	blanch	not
Kent	blanch	not	blanch	blanch	blanch	s. not
Leics	—	blanch tale	tale	tale	blanch tale	blanch tale
Lincoln	—	blanch tale	blanch	blanch	blanch tale	blanch
London & M	—	not	blanch	—	—	—
Norfolk	not	not	—	not	blanch tale	s. not
Northants	—	not	s. blanch	s. blanch	blanch	not
NottsDerby	—	blanch	—	—	blanch tale	—
Oxon	—	blanch	blanch	blanch	blanch	blanch
Rutland	—	tale	—	—	not	—
Salop	—	tale	s. not	—	not	s. not
Somerset	—	blanch	—	—	blanch	blanch
Staffs	—	not	—	—	blanch	not
Surrey	—	not	s. not	—	blanch	s. blanch
Suffolk	tale	tale	tale	not	blanch tale	s. not
Sussex	—	not	not	not	tale	s. not
Warwick	—	blanch	blanch	blanch	blanch tale	blanch
Wilts	3rd year blanch	blanch	blanch	blanch	blanch	s. blanch
Wores	—	not	—	—	blanch tale	blanch
Yorks	blanch	blanch	—	—	blanch	s. not
Cumb	—	—	—	—	—	—
Northumb	—	—	—	—	—	—
Westm	—	—	—	—	—	—

面を示しているのである。

ヘンリー二世の財務長官 (the treasurer) リチャード・フィッツナイジェルによれば、ドゥームズデイ・ブック (Domesday Book) には「試金による」請負料の記述はなく、金納化が行われるヘンリー一世治世期に至るまで王領マナーからの収入は現物で納入されていた。ヘンリー一世治世期に初めて、各州ごとに王領収入の評価額の総計が出され、州長官の州請負料が「定率加算により (ad scalam)」つまり、一ポンドにつき六ペンスの追徴金を加えて納入されるように定められた。「定率加算による (ad scalam)」州請負料は次に「重量測定による (by weight, ad pensum)」つまり、貨幣を計量する支払いに変えられた。やがて、ソールズベリー司教ロジャールが権力を握り、財務府を監督するようになった。彼は、「重量測定による」支払いの不備を発見し、貨幣の端を切りとること (clipping) に対してばかりでなく貨幣に銀以外の金属を混入すること (debasement) に対しても王権の利益を守るために、ほとんど全ての州の請負料を「試金による (blanch)」支払いに変えたのであった。⁽²⁹⁾

実際には、ドゥームズデイ・ブックの中には、「試金による」支払いが一三二例記録されている。⁽³⁰⁾ そのため、フ

ステイーン治世期における財務府

イツナイジェルによる州請負料の説明は、彼の大大おじロジャールを賞賛するために捏造されたものであるとしばしば考えられてきた。⁽³¹⁾ しかし、細かい点を無視するならば、この話は、「試金による」州請負料を組織的に確立したのはロジャール・オブ・ソールズベリーであったということを示すものと解釈されうる。⁽³²⁾ 確かに、ドゥームズデイ・ブックの中には、後の時代のものに類似した州長官の請負料に関する証拠がいくらか存在する。⁽³³⁾ しかし、それにもかかわらず、「試金による」州請負料の記述はない。ドゥームズデイの中では州長官の請負料自体稀であり、必ずしも州長官が各州の王領の会計報告を独占しているわけではない。その上、一〇八六年には、王領においても、依然として現物時代 (food rents) が存在していた。それ故、「試金による」州請負料、それどころか、組織的な州請負料自体、一〇八六年以後に確立されたということは明らかである。⁽³⁴⁾

一〇八六年以降、非常に多くの王領が譲渡され、国王の通常収入は断えず減少し続けていた。そのため、王権は、一一二〇年代に、国王行政全般を組織的に再編することにより国王収入の増加を試みていた。一一三〇年のパイプ・ロールは、王権がいかに効果的に裁判や「同意

(agreements)」から収入を得るようになったか、また、どれほど組織的に州請負料が最近再編されたかということとを明らかにしている。多量に王領が譲渡されていたにもかかわらず、一一三〇年のパイプ・ロールの中に比較的少数の「被譲渡王領 (terrae datae)」の記述しかないという事実から判断するならば、州請負料の額が一一二〇年代末に調整されたのは明らかであり、また、多分ロジャー・オブ・ソールズベリーの指導のもとに、州請負料が組織的に「試金により」課されるようになったのは、まさにその時かもしれない。⁽³⁵⁾

一一三〇年には、ほとんどの州の請負料が「重要測定により (by weight)」納入されていた。そのため、ラウンドは、一一三〇年に「国王収入徴収台帳 (Exactory Roll, rotulus exactorius)」の中では既に州請負料は「試金により計算されていた (reckoned in blanch)」かもしれないが、ヘンリー二世治下のような体系的な「試金による」州請負料の支払いは一一三〇年と一一三九年のロジャー・オブ・ソールズベリーの失脚の間に導入されたのかもしれないと考えている。⁽³⁶⁾ ラウンドが示唆したように、一一三〇年に、いくつかの州を除き、州請負料が組織的に「試金により」課されていたのは明らかである。

何故なら、パイプ・ロールの中では基本的に州請負料の「納入不足額 (debt)」もしくは「納入余剰額 (surplus)」は実際に納入されたものと同じ支払い方法で記録されたが、一一三〇年のパイプ・ロールの中では、「試金により」支払われた州請負料と「勘定により」支払われた州請負料の「納入不足額」と「納入余剰額」はそれぞれ「試金による」支払いと「勘定による」支払いで記録されているのに対し、「重量測定により」支払われた州請負料の「不足額」は全て「試金による」支払いで記録されているのである。⁽³⁷⁾ 一一三〇年に州請負料が「重量測定により」支払われた理由を説明するのは困難な問題であるが、その時既に州請負料が組織的に「試金により」課せられていたという事実は、それが基本的には「試金により」納入されるべきだと考えられていたことを暗示する。一一二五年の大規模な铸貨改革の後イングランドの貨幣の銀の含有量が改善されたため、⁽³⁸⁾ 財務府の役人は、国王の利益を護るためには貨幣の端を切り取ることのみに注意し納入された貨幣の重量を計るだけで十分だと考えるようになったのかもしれない。⁽³⁹⁾

ヘンリー一世治世後期に州請負料が基本的に「試金により」払われたにせよ「重量測定により」払われたにせ

よ、ヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールの中の「勘定による」州請負料は疑いもなく財務府の業務慣行の後退を意味する。⁽⁴⁰⁾この「勘定による」支払いへの後退はステューヴン時代の内乱期（一一三九年もしくは一一四一年以後）に起こったと思われる。何故なら、祖父ヘンリー一世治下の秩序の回復を宣言し、「王位篡奪者」による譲与や特権の賦与を認めようとしなかったヘンリー二世は、⁽⁴¹⁾即位後できる限り早く「勘定による」州請負料を「試金による」支払いに変えているからである。しかしながら、確かに財務府業務のある程度の混乱が見られるにもかかわらず、ヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールの中の「勘定による」州請負料は必ずしも財務府の完全な崩壊を意味しないのである。それどころか、一一三九年もしくは一一四一年以後においても、多分ステューヴンに対してウェストミンスター（Westminster）で、また、女帝マティルダに対してブリストル（Bristol）で財務府の会計報告が引き続き行われたと考えられるのは、これらの「勘定により」州請負料が納入された州なのである。もし州長官が内乱期にどちらの側に対しても州請負料を納めていなかったとしたら、ステューヴンは、一一五三年の和平協定によって権威・権力を回復した後、内

ステューヴン治世期における財務府

乱以前の状態として彼らに州請負料を「試金により」支払うよう要求できたであろう。そして、ヘンリー二世がその治世初期にいくらかの州長官に対して「勘定による」州請負料の支払いを許すということは考えられなかったであろう。一一五三年一月、カンタベリー大司教セーオボルド（Theobald Archbishop of Canterbury）及びウィンチェスター司教ヘンリー・オブ・ブローア（Henry of Blois, Bishop of Winchester）の取りなしによって、ウィンチェスターにおいて国王ステューヴンとノルマンディー公ヘンリー・オブ・アンジューの間で内乱の終結が約され、続いてウェストミンスターで和平協定が締結された。その内容は、ステューヴンが死ぬまで国王として治め、ヘンリーが彼の相続人（heir）として王位を継ぐというものであった。⁽⁴²⁾この協定によりイングランドにおけるステューヴンの地位は安定して堅固なものとなり、⁽⁴³⁾彼は当然行政の秩序の回復に努めたであろう。財務府の通常の会計報告が一一五四年のミクルマスに開かれたということは、明らかと思われる。一一五六年のパイプ・ロールの中にウィルトシャー伯パトリック（Patrick Earl of Wiltshire）が一一五四年のウィルトシャーの州請負料の「納入不足額（debt）」として「試金による三ポ

五九（五九）

ンド・一一シリング・三ペンス (£3 12s 3d blanch)』の会計報告を行っている記述があることから、⁽⁴⁴⁾一一五四年にステイーヴンがミクルマスの宮廷を開いたことが知られているウェストミンスターでパトリックがウィルトシャーの州請負料の他の部分を納入したと考えられる。⁽⁴⁵⁾

また、さらに、⁽⁴⁶⁾一一五五年のパイプ・ロールが存在していない州を別にして、他の州長官もパトリックと同じ時に州請負料を納入したのではないかと思われる。一一五五年の州請負料の額及び支払い方法はこの財務府の会計報告の際に決定されたと考えられるが、もしそれ以前に州長官が全く会計報告を行ったことがなければ、ステイーヴンはその時彼らの州請負料を「試金による」支払いで要求できたであろう。

少なくともエセクスに関する限り、州請負料がステイーヴン治世期に「勘定により」払われたことを示す証拠がある。一一四一年の混乱の中でステイーヴンと女帝マティルダによってジェフリー・ド・マンドヴィルに発行された有名な特許状は、⁽⁴⁷⁾彼にかつて彼の祖父(一一〇〇年頃死去)が納めていたのと同額の州請負料でハーフォードシャー、ロンドン及びミドルセックスの州長官職とともに、エセクスの州長官職を与えている。これらの特

許状のうちで最も詳細な所謂「マティルダの第二特許状」の中で、エセクスの州請負料は三〇〇ポンド、また、普通エセクスとともに会計報告されることになっていたハーフォードシャーは六〇ポンドと明記されている。⁽⁴⁸⁾ヘンリー二世治世期のこの二州の請負料の合計は「試金による六四五ポンド (£645 blanch)」であり、一一三〇年のは「重量測定による五三九ポンド (£539 by weight)」であった。⁽⁴⁹⁾「重量測定による」請負料は事実上「試金による」ものと同じであった。⁽⁵⁰⁾また、一一〇〇年以前のものと同額と見なされている一一四一年の三〇〇ポンドというエセクスの州請負料は、「勘定による」ものと思われる。⁽⁵¹⁾それ故、この「勘定による三〇〇ポンド (£300 by tale)」は明らかに多大な譲歩である。しかし、この譲歩がステイーヴンが捕囚から解放された直後のクリスマスに発行された国王特許状の中で再確認されているため、⁽⁵²⁾エセクスの州請負料はその後も「勘定による三〇〇ポンド」としてジェフリー・ド・マンドヴィルによって請け負われていたと考えられる。一一四四年のジェフリーの反乱の後、エセクスの州請負料は、多分、行政上の事項に関してジェフリーを引き継いだリチャード・ド・ルーシー (Richard de Luci) によって納入されたようであ

(53) ヘンリー二世治世第一年(一一五五年)に、リチャード・ド・ルーシーはエセックスの州請負料として「勘定による九四ポンド・一一シリング・ニペンス(994 12s 2d by tale)」を払い込んでいる。治世第二年(一一五六年)以降彼が請負料を「試金により」納入している事実を考慮するならば、治世第一年の「勘定による」支払いはスティーヴン治世期の慣行の延長と見なされるべきであろう。(54)

これまで議論してきたように、ヘンリー二世治世初期に州請負料が「勘定により」納入された州では、財務府の会計報告が「アナキー」と呼ばれる時代においてさえ引き続き行われていたと考えられるのである。この推測は、これらの州が全て内乱期にスティーヴンもしくは女帝マティルダの支配下にあった地域に位置しているという事実によっても確証されるのである。(55) さらに、これらの「勘定による」支払いの州ばかりでなく、一一五五年に州請負料を「試金により」支払った州も地理的に規則的な分布をしている。この二種類の州を合わせるならば、サセクス、ケント、サリー、エセクス、サフォーク、ノーフォーク(そして多分リンカンシャーとヨークシャー)がイングランド東部でまとまった地域を形成し、デールヴォン、ドーセット、サマーセット、ウィルトシャー、

スティーヴン治世期における財務府

グロスターシャー、ヘリフォードシャー、シュロップシャー、スタフォードシャーがイングランド西部でもう一つのまとまった地域を形成しているのが明らかとなる。(56) これらの州で「試金による」か「勘定による」かがスティーヴン治世期直後から明記されていたという事実は、内乱期にこれらの州においては行政上の混乱は他の州ほど深刻ではなかったということの意味するのである。このことは、これらの州を一一五五年のパイプ・ロールに残っていないダービーシャー、ラトランド、ウォリックシャー、ベッドフォードシャー、バッキンガムシャー、ハンプシャーと比べるならば、より一層明確となる。それ故、この東西二つのまとまった地域は、スティーヴンか女帝マティルダが「アナキー」の時代にも比較的効果的に行政を掌握していた州と見なすことができるであろう。

以上の「試金による」支払いと「勘定による」支払いの州の地理的分布は、最近エドモンド・キングによって明らかにされた「アナキー」時代の政治地理と非常によく一致している。(57) 「アナキー」時代の地理に関する伝統的考えでは、一一五六年のパイプ・ロールの中のデインゲルド徴収記録に見られる「荒地(waste)」は物理的廃を指示するものと理解され、より多くの「荒地」の記録を

持つ州はより深刻な「アナキー」を蒙った地域と考えられてきた。⁽⁵⁸⁾しかし、エドモンド・キングは、一一五六年のデインゲルド徴収記録の「荒地」の記述は必ずしも物理的慌廃を意味するのではなく、むしろデインゲルド賦課額の不明な部分を意味するために使われた語であると指摘した。つまり、「荒地」の量が少ないのは行政上の混乱が少なかったことを意味するといふのである。⁽⁵⁹⁾彼は、さらに古銭学上の資料を行政的支配の証拠として利用し、内乱期を通じてステイーヴンの貨幣を、また、女帝マティルダやヘンリー・オブ・アンジューの貨幣を発行し続けた場所は、彼らの支配がそれぞれ効果的だった地域であると主張した。⁽⁶⁰⁾この二種類の証拠を突き合わせるに、ステイーヴンと女帝マティルダによってそれぞれ効果的に支配された二つのまとまった地域が現れるのである。この二つの地域は、本稿で明らかにした「試金による」支払いと「勘定による」支払いの州の分布とほぼ一致するのである。それ故、「アナキー」と呼ばれる時期においても、東部イングランドではステイーヴンのもとで、西部イングランドでは女帝マティルダのもとで、財務府がある程度の秩序を保って維持されていた可能性が高いと考えられるのである。⁽⁶¹⁾

註

* 財務府に関する基礎的な事実については、邦文では、S・B・クライムズ(小山貞夫訳)『中世イングランド行政史概説』(創文社 一九八五年)、三七―四四頁、六七―八八頁、及び、佐藤伊久男「イングランドにおける財務府の成立について」服藤弘司、小山貞夫編『法と権力の史的考察——世良教授還暦記念』(創文社 一九七七年)、三二七―三五五頁所収、及び、都築彰「十二世紀イングランドの王家政と財務府」『一橋論叢』九五巻、三号(一九八六年)、三九九―三七四頁を、また、英文では、R. L. Poole, *The Exchequer in the Twelfth Century* (Oxford 1912, rep. London 1973), H. Hall, *Introduction to the Study of the Pipe Rolls* (Pipe Roll Society, London, 1884), do., *The Antiquities and the Curiosities of the Exchequer* (London 1898) を参照。

(1) E. J. Kealey, *Roger of Salisbury, Viceroy of England* (Berkeley and London), pp. 37 f. C. Johnson and H. A. Cronne (eds), *Regesta Regum Anglo-Normannorum* vol. ii, (Oxford 1956), no. 963. C. W. Foster (ed.), *The Registrum Antiquissimum of the Cathedral Church of Lincoln* vol. i, (Lincoln Record Society, Lincoln 1931), no. 32. H. rex Anglorum: baronibus

de scaccario salutem. Sciatis quod nolo ut terra sancte Marie Linc' sit in consuetudine propter auxilium quod inde habui ad opus filie mee. sed sit ita quieta sicut pater meus precepit. Testibus Rogero episcopo Sarisburie 7 Ranulfo cancellario apud Westmanasterium.' *トーマス・マドックス* 財務府に関する註釋 *ノット*、*ノット* 一冊の註釋 *オックス* 第 179 頁。T. Madox, *The History and Antiquities of the Exchequer of the Kings of England* 2nd ed. (1769), vol. i, pp. 179, 276. 'Henricus Rex Anglorum Rogero Episcopo Sarisburienensi et Baronibus Scaccarii Salutem. Sciatis me concessisse esse stabile donum quod Matildis Regina vxor mea dedit et coecessit Canoniciis Sancte Trinitatis Lond' videlicet xxxv libras blanchas quas eis dedit de firma Ciuitatis Exonie. Et precipio vobis ut ita inde constringas vicecomitem ut eas reddat eis sicut faceretis de mea propria firma. Teste Gaufrido de Clint.' Apud Wint'. (c. 1127) (J. Conway Davies (ed.), *The Cartae Antiquae Rolls* 11-20, (Pipe Roll Society, London 1960), no. 400, *Regesta* vol. ii, no. 1514); 'Henricus rex Angl' Ricardo episcopo de London' sal'. Mando tibi ut facias plenum rectum abbati Westm' de hominibus qui fregerunt ecclesiam suam de Winton' noctu et armis. et nisi

ステューアマン治世期に及ぶる財務府

feceris, barones mei de scaccario faciant feri, ne audiam clamorem inde pro penuria recti. T' etc. (July 1108×1127) J. Armitage Robinson, *Gilbert Crispin Abbot of Westminster: A Study of the Abbey under Norman Rule* (Cambridge 1911), p. 149, no. 31, *Regesta* vol. ii, no. 1538). Cf. Richard Fitz-Nigel, *Dialogus de Scaccario: The Course of the Exchequer*, ed. by C. Johnson with corrections by F. E. L. Carter and D. E. Greenway, Oxford Medieval Text (Oxford 1983). 財務府の長を重臣が兼任する機会がロビン・グリーン・マンズリーの指導のもとで導入された。Judith Green は考えてみる。州長官による中央の会計報告とのかは 11 世紀末に確立されたと思われる。The Government of England under Henry I (Cambridge 1986), pp. 41-3.

(2) J. Hunter (ed.), *Magnum Rotulum Scaccarii, vel Magnum Rotulum Pipae, de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi* (Record Commission, London 1833). *パイプ・ロール*, 31 Henry I の巻子。1113 年のパイプ・ロールが、古くはステューアマン治世期第五年(1114 年)のものと考えられていた。そのため、ステューアマン時代の「パイプ・ロール」の中にも財務府が正常な機能していたという印象を与えるような記述がしばしば

六三三 (六三三)

びなされしうだ。Madox, *The History and Antiquities of the Exchequer*, vol. i, pp. 164, 179, 206, 277, 327 and passim.

(3) 但し一三三六年の Norman Exchequer Roll が一八世紀まで残存していた可能性がある。C. H. Haskins, *Norman Institutions* (Cambridge, Mass., 1918), pp. 105, 126. もしこれが事実とすれば、当然、イングランドでもステイーヴン即位直後にパイプ・ロールが存在したと考えてよいであろう。しかし、註(2)で述べたように、一三三〇年のパイプ・ロールが以前誤って一三四〇年のものと見なされていたということを考慮するならば、この Norman Exchequer Roll が実際に一三三六年のものであったとは必ずしも言い切れないのである。財務府が政治的混乱のために実際に機能を停止した例としては、マグナ・カルタ前後の一三二五年から一三二七年までがある。クライムズ、『イングランド行政史概説』九八頁。

ヘンリー二世治世期第一年(1 Henry II)に關しては、パイプ・ロールのオリジナルは残存しておらず、一三世紀にオリジナルから作成された抜粋が存在するのみである。それは、H. Hall (ed.), *The Red Book of the Exchequer* vol. ii, Rolls Ser. (London 1886), pp. 648-58 に印刷されている。治世期第二年(2 Henry II)以降のパイプ・ロールはほぼ完全に残っており、一三世紀

に至る迄の Pipe Roll Society による刊行を認める。Pipe Rolls, 5……Henry II (Pipe Roll Society, London 1884……)。但し、ヘンリー二世第二、三、四年の Pipe Roll は、J. Hunter (ed.), *The Great Rolls of the Pipe for the Second, Third and Fourth Years of the Reign of King Henry the Second* (Record Commission, London 1844) により刊行されている。以下、パイプ・ロールは治世期年度により引用する。

(4) 拙稿「ステイーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家——一三三九年の司教逮捕事件とその結末——」(下)、『史学』五六卷二号(一九八六年)、八五—一一五頁。

(5) G. J. White, *The Restoration of Order in England 1153-1165* (University of Cambridge Ph. D. thesis 1974), p. 217. H. G. Richardson and G. O. Sayles, *The Governance of Mediaeval England from the Conquest to Magna Carta* (Edinburgh 1963), pp. 258f. H. A. Cronne, *The Reign of Stephen: Anarchy in England 1135-1154* (London 1970), pp. 222-4. 一全誌年度全部について会計報告がなされた州は、Wiltshire, Berkshire など十分、Essex, Staffordshire, Surrey, Northamptonshire, Dorset, Worcestershire, Lincolnshire である。リチャードソンとセイルズは、これらの州の分布には規則性がないと指摘している。財務府の会

計報告は毎年 Michaelmas (九月二十九日) に行われた。ステューヴンは一一五四年一〇月二十五日に死去し、ヘンリー二世は一一五四年一二月十九日に戴冠された。

- (6) たとえば、一一六一年に於いては、Oxfordshire は九カ月分の会計報告を行っているが、*Pipe Roll*, 7 Henry II, p. 25. また、同じ年が、Simon fitz-Peter は Northamptonshire に於いて三カ月分の会計報告を行っているにすぎないが、その年の州請負料の収支は 15s. surplus となっている。 *ibid.*, p. 32. この様な事例では、ヘンリーは多分寝所部 (the Chamber) などを通して財務府以外の場所で請負料の残りを受領したと考えるべきであらう。London & Middlesex は一一五五年には半年分の会計報告を行っているだけであるが、一一六一年に「国王ステューヴンが死去した時点から次の復活祭まで」(つまり、一一五四年一〇月二十五日—一一五五年三月二十七日) (de termino quo Rex Stephanus mortuus fuit usque ad pasca proxime sequens) の請負料を納入している。 *The Red Book of the Exchequer*, vol. ii, p. 658. *Pipe Roll*, 7 Henry II, p. 17.
- (7) 州請負料の一部が寝所部 (the Chamber) を通じて納入された例が、実際に一一五五年のハイプ・ロールの中に記録されている。たとえば、Hilary Bishop of Chichester は Sussex の州請負料の一部を寝所部で支払っている。 *The Red Book of the Exchequer*, vol. ii, p.

ステューヴン治世期における財務府

654. 即位直後の一一五五年初期には、ヘンリー二世は、the Exchequer や the Treasury での時間のかかる手続きを使用することなくより迅速に金銭を手に入れる必要があったのである。H. Mayr-Harting, 'Hilary, Bishop of Chichester (1147-1169) and Henry II', *English Historical Review* vol. lxxviii (1963), pp. 213f.

- (8) 一一五五年に Guido fitzTyece は Hertfordshire の州請負料のうち六カ月分についてののみ会計報告を行っている。しかし、Henry of Essex が「残りの半年分の (de alia medietate)」州請負料を支払っている。 *The Red Book of the Exchequer*, vol. ii, p. 651. また、William de Boketon は the borough of Northampton の請負料の九カ月分として一〇ポンドを財務府で、六五ポンドを寝所部で納入している。そして、Earl Simon de Senlis が「三ヶ月分 (de quarta parte anni)」の二五ポンドを保持していた。 *ibid.*, p. 655. Earl Simon de Senlis III は多分ノーサンプトンの請負料もつくばその会計報告の権利をステューヴンにまかして譲与されていたと思われる。しかし、この権利はヘンリー二世の即位時に破棄されたのである。 Cf. W. Farrer, *Honours and Knights' Fees* vol. ii, (London 1924), p. 298.

- (9) たとえば Kent, Sussex, Herefordshire, Gloucestershire, Yorkshire である。モントマーティンが「William of」については論じないが、それは内乱期を通じて William of

Annale, Earl of York のもとに一応ステイヴァンの支配下にあつた。

- (10) 一一四一年以降ウィリアム・オブ・イーブルはステイヴァンによってケントを委ねられ、一一五四年まで事實上州長官もしくは伯としてそれを支配したと思われる。しかし、ヘンリー二世は、「自分の治世の初めに、フランドル人を非常に憎んでいたため、彼らの城や砦を根こそぎ破壊し、彼らの所領を取り上げ、彼らをウィリアム〔・オブ・イーブル〕とともに追放した (qui initio regni sui, Flandrenses ita exosos habuit, ut castella et munitiones eorum funditus everteret, possessionibus privaret, ac cum ipso Willelmo ab Anglia eliminaret.)」『Ex Genealogia Comitum Flandriae in Léopold Delisle (ed.), *Recueil des Historiens des Gaules et de la France*, vol. xiii, (Paris 1869) pp. 411-5, quotation from p. 413. しかし、ウィリアム・オブ・イーブルは一一五五年にイングランドに亡び、ついでに死した。 Cf. W. A. Morris, *The Medieva English Sheriff to 1300* (Manchester 1927), p. 108, and J. H. Round, *Geoffrey de Mandeville: A Study of the Anarchy* (London 1932), pp. 274f. また、一一五五年のサセックスの州請負料は Hilary Bishop of Chichester により、ケントの州請負料は Ralph Picot により納入された。 *The Red Book of the*

Exchequer, vol. ii, pp. 648, 654.

- (11) *The Red Book of the Exchequer*, vol. ii, p. 650.

一一五五年に、ロジャールの所領とグロスター城及びヘリフォード城に関して、ヘンリー二世とロジャールの間で対立があつた。ヘンリーは最初これらの城をロジャールが保有し続けることを認めた。しかし、ヘンリーがこの決定をすぐ覆したために、ロジャールはその年の三月に反乱を起こした (この時代には、州都 (the county town) の城は州長官職と関係することが多かつた。そのため、その城に関する争いは当然州長官職にも関係していたと思われる)。ロジャールはやがて屈服し、グロスター修道院に引き籠った。その年のミクルマスには、彼の執事 Maurice of Hereford がヘリフォードシャーに就任し、また、もう一人の執事 Osbert of Westbury がグロスターシャーに関して財務府で会計報告を行っている。一一五五年末にロジャールは死去し、その弟 Walter が父方の家督 (inheritance) のみを相続し、国王は恐らくグロスター城とヘリフォード城とともにヘリフォード伯位とグロスター市を手中に保持した。一一五六年のミクルマスには、ウォルターがグロスターシャーとヘリフォードシャーの州請負料の会計報告を行っている。 R. H. C. Davis, 'The Treaty between William Earl of Gloucester and Roger Earl of Hereford' in *Medieval Miscellany Presented to D. M. Stenton*, ed by P. M. Barnes (Pipe

- Roll Society, London 1962), pp. 114f. R. Howlett, (ed.), *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol. iv (The Chronicle of Robert of Torigni), Rolls Ser. 82 (London 1889), pp. 184f. D. Walker, 'Charters of the Earldom of Hereford' in *Camden Miscellany* vol. xxii (Camden Society, London 1964), p. 9. モーリス・オブ・クリンフォードは 'Charters of the Earldom of Hereford' の中の特許状 nos. 17, 18 を sheriff (vicecomes) として認証しているため、既にステューヴン治世期に州長官であったのかもしれない。但し、この二枚の特許状が一一五五年に発行された可能性もあり、また、一二、一三世紀の大所領では、ロンが所領経営のために私的な sheriff を置くこともあった。 Cf. B. English, *The Lords of Holderness 1086-1206: A Study in Feudal Society* (Oxford 1979), pp. 70-76, and N. Denholm-Young, *Seignorial Administration in England* (Oxford 1937, rep. London 1963), pp. 46-53.
- (21) *The Red Book of the Exchequer*. vol. ii, p. 658. Cronne, *The Reign of Stephen*, p. 223.
- (22) White, *The Restoration of Order in England 1153-1165*, pp. 214f. G. J. Turner, 'The Sheriff's Farm' *Transactions of the Royal Historical Society* new ser. vol. xxii (1898), pp. 128ff.

ステューヴン治世期における財務府

- (14) 支払い方法の脱落が最も多いのは一一五五年(1 Henry II)のパイプ・ロールである。これは、アレクサンダー・スウィアーフオードによる一三世紀の抜粋が存在するのみで、そのオリジナルは残存していない。それ故、支払い方法の脱落は、スウィアーフオードが抜粋を作成した時に生じたと考えられるかもしれない。しかし、彼はオリジナルの存在する治世期第二年のパイプ・ロールについても第一年と同程度の詳しさの抜粋を作成しており、オリジナルの中で記述されている支払い方法をその抜粋にほとんど忠実に転写している。その中では、Essex, Hertfordshire, Wiltshire, Hampshire, Yorkshire のみに異同が見られる。しかし、エセクス、ハーフオードシャー、ワイトシャーでは州請負料の支払いが「不足額 (debt)」のいずれか一方の支払い方法が脱落しているだけなので、その州の請負料の支払い方法を知ることが可能である(本稿五八頁参照)。ハンプシャーは、オリジナルの「不足額」が £36 9s. 5d. blanch なのに、抜粋のほうでは £36 9s. 5d. blanch and 40s. by tale となっている。それ故、完全な相違はヨークシャーのみである。 *The Red Book of the Exchequer* vol. ii, pp. 658-81. *Pipe Roll*, 2, 3, and 4 Henry II, pp. 3-68.
- (15) *Dialogus de Scaccario*, p. 50. ハンマンインギヒンの言明は、今日では、財務府の業務慣行の詳細な点のみが失われたと解釈されている。

- (9) H. A. Cronne and R. H. C. Davis (eds.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum* vol. iii (Oxford 1968).
 (17) *Regesta* vol. ii, no. 906.
 (29) *Regesta* vol. iii, no. 500. 'Stephanus rex Anglorum Willhelmo Exoniensi episcopo et Ricardo filio Baldwin vicecomiti et prepositis Exonie et omnibus baronibus et fidelibus suis Devenescire et omnibus burgensibus et ministris suis Exonie salutem. Sciatis me concessisse ecclesie Sancte Trinitatis Lundonie et canonicis ibidem deo famulantibus pro anima Mathildis regine conjugis [H. regis] xxv libras ad scalam [per annum] de redditu ipsius regine in Exonia, quas predicta regina [Mathildis] eis dedit in vita sua. Et volo et firmiter precipio quod v[icecomes qui] cumque sit vel [fuerit] in Exonia eas reddat ipsis canonicis singulis annis sicut unquam melius et plenius reddite fuerant, et eisdem terminis quibus reddere solebant. Teste episcopo Wintoniensi. Apud Westmonasterium.' 1) 2) 3) 4) の特許状は、ノーマー1世の特許状 (*Regesta* vol. ii, no. 1493, *Cartae Antiquae Rolls* 11-20, no. 399.) を、
 事典上のものとしたものがある。上記註(9)を参照。
 (6) ad scalam 2) 3) 4) blanch 5) 特許状のドイツ語の金額を英鎊に換算するのことが、1) 2) 3) のノーマー1世の特許状のドイツ語の金額の追徴金を加えて払う方法のことである。マティルダ

の特許状は、ノーマー1世の特許状 (*Regesta* vol. ii, no. 1493, *Cartae Antiquae Rolls* 11-20, no. 399.) の中で、*25 ad scalam* 5) の語が、*25 ad* の特許状 (*Regesta* vol. ii, no. 1514, *Cartae Antiquae Rolls* 11-20, no. 400.) の中で、*25 blanch* 5) の語(1) 番目の特許状(1)を参照。最初の特許状は次の通りである。'Henricus Rex Anglorum Willhelmo Exoniensi Episcopo et Ricardo filio Baldwin vicecomiti et prepositis Exon' et Omnibus Baronibus et fidelibus suis Devenescire et omnibus Burgensibus et ministris suis Exon' salutem. Sciatis me concessisse ecclesie Sancte Trinitatis Lond' et Canonicis ibidem deo seruientibus pro anima Matildis Regine Coniugis mee xxv libras ad Scalam per annum de redditibus ipsius Regine in Exonia quas predicta Regina Matildis eis dedit in vita sua. Et uolo et firmiter precipio quod vicecomes quicumque sit vel fuerit in Exonia eas reddat ipsis Canonicis singulis annis sicut unquam melius et plenius reddite fuerunt. Et eisdem terminis quibus reddi solebant. Testibus Gaufrido Cancellario et Nigelo de Albinn' et Gaufrido de Clinton'. Apud Portesmundam. (probably 1123, or 1127.)' 2) 3) 4) の語の特許状は、blanch 5) ad scalam を現裏には同じものとして見なすことが、1) 2) 3) のノーマー1世の特許

- 期にあらうが、blanch と指定された額を tale で払う場合には、一ポンドにつき一シリング（つまり、一ニペン）の追徴金が課された。ヘンリー二世治世期第二年から、ホーリー・トリニティー小修道院への譲与額は、ペン・ロールの中で £25 12s. 6d. by tale と記録されている。一八〇年の鑄貨改革の後、エクセターの請負人 (the farmer) が 12s. 6d. の追徴金を払う必要はなくと主張したが、結局それは受け入れられなかった。Madox, *The History and Antiquities of the Exchequer* vol. i, pp. 275-7. J. H. Round, 'The Origin of the Exchequer' in *The Commune of London and Other Studies* (London 1899), pp. 85-7. Poole, *The Exchequer in the Twelfth Century*, pp. 30-3. ヘンリー二世治世期におけるホーリー・トリニティーへの譲与額が by tale によって記録されるようになったという事実は、ステイヴン治世期には財務府の会計報告が by tale によってのみ考慮されるようになったという点を示唆する。フィッシュナルの ad scalam の説明については、*Dialogus de Scaccario*, p. 41 を参照。但し、その全てが信用であるわけではない。
- (20) Round, *Geoffrey de Mandeville*, pp. 98-100, 154. *Regesta* vol. iii, nos. 274, 275, 276.
- (21) Round, *Geoffrey de Mandeville*, p. 99.
- (22) *Regesta* vol. iii, no. 628. Cf. *Dialogus de Scaccario*,

ステイヴン治世期における財務府

- pp. 32-3. また、拙稿「ステイヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家」(七)「一〇〇頁」註(30)参照。
- (23) *Dialogus de Scaccario*, pp. 29f., 85f. Turner, 'The Sheriff's Farm', pp. 135f.
- (24) F. Liebermann (ed.), *Die Gesetze der Angelsachsen*, Band I. (Halle 1906), pp. 524-6. W. Stubbs (ed.), *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First*, 9th ed. revised by H. W. C. Davis (Oxford 1913), pp. 128-30. この特許状は、ロンドン市民が「ミッドルセックスを £300 by tale の請負料で保有する権利 (tenendum Middlesex ad firmam pro ecc. libris ad computum)」を認めようとした。しかし、この時代の財務府の用法は、'numero' か 'ad numerum' であり、他に 'ad computum' の事例があるかどうか筆者は知らなず。これも、このロンドン特許状の特異な点の一つである。この特許状は従来一三〇年の「ミッドルセックス一三三三年八月の間に発行されたと考えられてきたが、この年代と特許状の真正性そのものが、最近 C.N.L. Brooke, G. Keir and S. Reynolds, 'Henry I's Charter for the City of London' *Journal of the Society of Archivists* vol. 4 (no. 7) (1973), pp. 558-78, and C.N.L. Brooke and G. Keir, *London 800-1216: The Shaping of A City* (London 1975), pp. 207

中. によって疑問視された。しかし、ホリスターは、この新説に対して伝統的考えを擁護した。C. W. Hollister, 'London's First Charter of Liberties: Is It Genuine?' *Journal of Medieval History* vol. 6 (1980), pp. 289-306. 筆者自身は、ホリスターの議論のほうをより説得力があると考ええる。州請負料が *waerwaer* ad *computum* と明記されている事実は、ホリスターが考えるように、この特許状がステューヴン治世期よりもヘンリー一世治世期に発行された可能性のほうが高いということを暗示する。

(25) 上記註(18)、(19)を参照。

(26) 当該のパイプ・ロール及び *Dialogus de Scaccario*, p. 43 を参照。ノーフォーク、サフォーク及び他のいくつかの州では、州請負料は *blanch* と *tale* 両方の支払いに交えられた。しかし、これらの場合には、州請負料の伝統的な額は *blanch* に交えられ、新たに付加された増加額のみが *tale* で課された。Turner, 'The Sheriff's Farm' pp. 122-4. たとえば、一一五六年のレスターシャーのパイプ・ロールは、州請負料に関して次のように記述している。'In thesauro LV libras et VI solidos blancos. Et XV libras numero de Cremento Comitatus.' *Pipe Roll*, 2, 3, and 4 Henry II, p. 45. 上記註(14)も参照。

(27) 本稿五八頁参照。実際の過程では、*blanch* で課され

た額は、実際に試金を行い銀の含有量の不足分を補って支払われるか、もしくは、試金を行わず一ポンドにつき一シリングという定率の追徴金を加えて *tale* で支払われた。つまり、現実には、 $\text{£} 10 \text{ blanch}$ は $\text{£} 10 \text{ 10s.}$ と同じものだったのである。しかし重要な点は、州請負料が基本的には *blanch* で課されており、それが組織的な試金の方法の存在を前提としていることである。尚、*by tale* で課された請負料は常に *by tale* で支払われた。 *by tale* で請負料を課されることは、実際には課された額よりも少額を納入することを意味した。それ故、特に貨幣の銀の含有量が低かった時期には、請負料を *by tale* で課されることは請負人にとって大きな特権であった。財務府における試金の実際の行程については、*Dialogus de Scaccario*, pp. 36-8, 40. を参照。

(28) *Nigel of Ely* は彼の父親であり、Roger of Salisbury は彼の大叔じにあたる。

(29) *Dialogus de Scaccario*, pp. 14, 40-3.

(30) S. P. J. Harvey, 'Royal Revenue and Domesday Terminology' *Economic History Review* 2nd ser. vol. xx (1967), p. 224.

(31) Round, 'The Origin of the Exchequer', pp. 65-7, 93. F. Barlow, *William Rufus* (London 1983), p. 227.

(32) *Dialogus de Scaccario* の編集者 Charles Johnson

は、ドゥームズデイ・ブックの中に blanch とよぶ支給の記述がないというフットンナイシユルの言明は後の時代の挿入であると考え、次のような結論を以てしている。「我々は『対話』の中の州請負料を賦金する制度の確立の説明及びその計画をロシヤ・オブ・ソールズメンリーと釋せしむるを大体に於て正しきと認め得る」といふのである。

- (33) Round, 'The Origin of the Exchequer', pp. 72-3. J. A. Green, 'William Rufus, Henry I and the Royal Demesne' *History* vol. 64 (1979), p. 349. 'Tempore Regis Edwardi vicecomitatus de Warwic cum burgo et cum regalibus Manerijis reddebat LXV libras et XXXVI sextaria mellis aut XXXIII libras et VIII solidos pro omnibus quae ad mel pertinebant. Modo inter firmam regalium Maneriorum et placita comitatus reddit per annum CXLV libras ad pondus et XXXIII libras pro consuetudine canum et XX solidos pro summario et X libras pro accipitre et C solidos reginae pro gersumma.' D. B. (Warwicks), vol. i, f. 238. 'Inde reddit vicecomes XXIII libras et V solidos ad pensum de civitate et de dominicis Manerijis regis reddit CXXXIII libras et IIII solidos ad pensum. De comitatu vero reddit XVII libras ad pensum.' D. B. (Worcs), vol. i, f. 172. D. B. vol. i, ff. 154, 219, 230

ステューヴン治世期における財務府

参照。

- (34) Green, 'William Rufus, Henry I and the Royal Demesne', pp. 348f., *Government of England under Henry I*, p. 42.
- (35) 一二二〇年代の国王行政の再編に関する「マウンテン」を参照せしむべきの歴史家が同書である。Round, 'The Origin of the Exchequer', p. 93. Barlow, *William Rufus*, p. 227. *Dialogus de Scaccario*, pp. xxxix-xl (Charles Johnson's introduction). J. A. Green, 'Præclarum et Magnificum Antiquitatis Monumentum: the Earliest Surviving Pipe Roll', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. lv (1982), pp. 13f., 'William Rufus, Henry I and the Royal Demesne', p. 349, and *Government of England under Henry I*, pp. 61-6. ハローンが「州請負料を課せられた一三二三年三月の少し前であった」と具体的に述べたことは、その時点ではまだ「賦金」として州請負料は本格的には導入されていなかったと考え得るであろう。
- (36) Round, 'The Origin of the Exchequer', pp. 92-3. Exactory Roll 及び「対話」*Dialogus de Scaccario*, p. 65 を参照。
- (37) 本稿の五頁、表一を参照。クローリー治世期における州請負料の blanch の地方と課税の場を

その「納入不足額 (debt)」は blanch と tale の両方で記録された。Pipe Roll, 2, 3, and 4 Henry II, p. 87f. (Leics.)。また、一一三〇年のパイプ・ロールでは、Dorset, Kent, Wiltshire の州請負料は by weight と by tale の両方で払われた。しかし、その「納入不足額」は一貫して blanch と by tale の両方で記録されている。Pipe Roll, 31 Henry I, pp. 12f., 63.

(33) Kealey, Roger of Salisbury, pp. 56f. Green, Government of England under Henry I, pp. 90f.

(39) ad scalam, by weight, blanch の導入はしばしば鑄貨改革と関係づけられてきた。主として二つの仮説が存在するが、一つは ad scalam の導入を一一〇八年の鑄貨改革と、そして by weight の導入を一一二五年の鑄貨改革と関係づけるものもあり (Dialogus de Scaccario, p. xli, Poole, The Exchequer in the Twelfth Century, pp. 32f.)。もう一つは ad scalam を一一〇〇年の鑄貨改革と、by weight を一一〇八年の鑄貨改革と、そして blanch を一一二五年の鑄貨改革と関連づけるものである (Regesta, vol. ii, pp. xxv.)。もしこのうちのいずれかを強いて選ぶとすれば、筆者は後者のほうが良いと考える。これに対して、Judith Green は blanch の本格的導入は一一三〇年以後と考え、「もし一一二五年に試金が導入されたとしたら、一一三〇年の『重量測定』による〔州請負料の〕支払いを説明することは困難であ

る」と述べている (Government of England under Henry I, p. 63, n. 49)。³⁰しかし、本文で述べた理由及び以下の理由から、筆者は、一一三〇年の「重量測定」による州請負料の支払いは「試金」による支払いの簡略化されたものであり、一一三〇年以前に「試金」による州請負料が本格的に導入された可能性が高いと考える。まず第一に、財務府の慣行に従えば、「試金」によって支払われる場合でも、納入された貨幣は最初に必ず重量が測定された (Dialogus de Scaccario, pp. 36f. Poole, The Exchequer in the Twelfth Century, pp. 76f.)。³¹それ故、「試金」の過程を省略することは「勘定」による支払いではなく、「重量測定」による支払いを意味するのである。第二に、「試金」による額と「勘定」による額は、ポイントにつき一シリングを計算することにより相互に換算することができたが、「重量測定」による額と「試金」や「勘定」による額との間には換算率は存在しなかった。それ故、もし「重量測定」による支払いが「試金」による支払いの簡略化されたものでなければ、一一三〇年のパイプ・ロールの中のように「重量測定」で支払われた州請負料の納入不足額 (debt) を「試金」による額として記入することは不可能であると思われる。以上のような州請負料の再編はロンドン及びミドルセックスの例により確認されると思われる。この州の請負料は少なくとも一一〇〇年まで ≈ 300 (probably by tale) であった

が、一一三〇年及び 525 in blanch と記述される
は、*Regesta*, vol. iii, nos. 275, 276, *Pipe Roll*,
31 Henry I, pp. 143f.

(40) 本稿五三―五四頁の地図 I、II 及び当該のパイプ・ロ
ールを参照。

(41) ヘンリー二世のこの宣言は当然政治的なプロパガンダ
として扱われねばならない。ヘンリーは、ステイヴン
による譲与ばかりでなく、ヘンリー一世、女帝マティル
ダ、さらに自分自身によってなされた譲与まで否定しよ
うとしていた。たとえば、内乱期にアンジュー家に最も
忠実に仕えたハリフォード伯家とグロスター伯家の運命
を見れば明らかである。ヘンリー二世は、Roger Earl
of Hereford の一族からは伯位とグロスター城及びヘリ
フォード城を、William Earl of Gloucester からはブ
リストル城を奪っている。これらの城は、事実上両家の
家産の中心をなすものであった。

(42) R. H. C. Davis, *King Stephen 1135-1154* (Longman
1967), pp. 111-28. *Regesta* vol. iii, no. 272.

(43) Henry of Huntingdon は次のように述べている。
‘Rex autem Stephanus in pace tunc primo regnans,
quae regio debebantur honori adoptivi gratia filii
potentissimus obtinuit.’ T. Arnold (ed.), *Henrici
Archidiaconi Huntendunensis Historia Anglorum*,
Rolls Ser. 74 (London 1879), p. 290.

ステイヴン治世期における財務府

(44) ‘Wiltescira. Comes Patricus reddit computum de
firma de Wiltescira tercii anni de LXXII solidos et
III denarios blancos.’ *Pipe Roll*, 2, 3, and 4 Henry
II, p. 56. Turner, ‘The Sheriff’s Farm’, pp. 127-8. リ
チャードソンとセイルズは、ヘンリー・オブ・アンジュー
はステイヴンの政府からは独立し多分ブリストルを
中心としていた自分自身の財務組織を持っていたと考
え、次のような結論を下している。「それ故、伯パトリ
ック・オブ・ソールズベリーが一一五五年のミクルマス
期に一一五三年のウィルトシャーの州請負料に関して僅
かな差額の会計報告をしているのが見うけられる時、こ
れをパトリックが国王ステイヴンの財務府で会計報告
を行った証拠と見なしてはならない。パトリック伯はヘ
ンリー公の支持者であり、もしパトリックがどこかで州
請負料を払ったとしたら、彼はそれを公の大蔵に払い込
んだのである。」Richardson and Sayers, *The Govern-
ance of Mediaeval England*, pp. 255ff. (quotation
from p. 257). しかし、パトリックがウィルトシャーの
請負料を払ったのは一一五四年のミクルマスであり、ヘ
ンリーは一一五四年四月から二月まで大陸にいた。女
帝マティルダによって内乱期に与えられた伯位は、和平
協定の後ステイヴンによって認められた。*Regesta*
vol. iii, no. 344 (William Earl of Gloucester), nos.
28, 896 (Earl Hugh Bigod). ウィルトシャー伯パトリ

ックも、和平協定の後ステューヴンの特許状を認証して
 した。Graeme White, 'King Stephen, Duke Henry
 and Ranulf de Gernons, Earl of Chester' *English
 Historical Review* vol. xci (1976), pp. 564f. など故
 リチャードソンとゼイルズの推測に可能性がないうわけ
 はないが、パトリックは一一五四年にステューヴンの財
 務府で会計報告を行ったと考えるほうが良いと思われ
 る。

(45) ステューヴンは、その父 Archbishop William of
 York の暗殺について議論し、Roger Pont l'Éveque を
 後任に選んだ。D. Knowles, 'The Case of St. William
 of York' in *The Historian and Character* (Cam-
 bridge 1963), p. 92. ステューヴンは、財務府の上半期
 の会計報告が行われたと思われる一一五四年の復活祭に
 もウエストミンスターにいた。Regesta, vol. iii, p. xlix.
 財務府の会計報告は、ヘンリー一世時代にはウインチェ
 スターで開かれていたのに対し (Green, *Government
 of England under Henry I*, pp. 43f. Barlow, *William
 Rufus*, p. 222.)、ヘンリー二世時代には原則としてウ
 ストミンスターで開かれていた (Poole, *The Exchequer
 in the Twelfth Century*, p. 71)° Marjorie Chibnall
 は、財務府の会計報告はヘンリー二世治世初期にも依然
 としてウインチェスターで開かれていたと述べているが
 (Anglo-Norman England 1066-1166, (Oxford 1986),

p. 151) どのような証拠に基づいているかは不明である。
 一一五六年のバイプ・ロールのロンドン・ミッドルセックス
 の記録の中 (p. 4) "Et in reparacione domorum de
 Scaccario. LXVI solidos et VIII denarios." 及び "In
 reparacione domorum de Westmonasterio. V solidos
 per Episcopum de Eli." という記述があることから、
 財務府はヘンリー二世治世初期、そしてステューヴン治
 世後期には既にウエストミンスターにあったのではない
 かと考えられる (このバイプ・ロールの記述が財務府の
 ある程度の衰退を意味することも否定できない)。ウ
 インチェスターからウエストミンスターへの財務府の移動
 はステューヴンの内乱期 (恐らく一一四一年) に行われ
 たのかもしれない。 Cf. Hall, *The Antiquities and
 Curiosities of the Exchequer*, pp. 10-7.

(46) 本稿四九一五〇頁参照。これらの州は、ステューヴン
 も女帝マティルダも効果的な支配を及ぼすことができな
 かった地域である。マンチェスター派支配下にあった州は一
 一五四年ミッドルマスにはステューヴンに対して会計報告
 を行ったと思われる。これは、単に主権の移転の問題で
 あり、容易に行われたであろう。

(47) Regesta vol. iii, nos. 274, 275, 276.

(48) Regesta vol. iii, no. 275. 'Et vicecomitatum Lun-
 doniae et Middlesex per ccc libras sicut Gaufredus
 avus ejus tenuit. Et vicecomitatum Essex per ccc

libras sicut idem Gaufredus avus ejus tenuit. Et vicecomitatum de Hortfordscira per lx libras sicut avus ejus tenuit.' 以上の請負料だが、blanch か tale かの別が明記されていない。

- (49) Turner, 'The Sheriff's Farm', p. 144. Green 'William Rufus, Henry I and the Royal Demesne', p. 351. 'ウィリアムズデイ・ブック'の中のエセックスの王領の合計は £620 であったが、州長官はそのうちの £337 のみを請負っており、他の者が £144 を請負っていた。 *ibid.*, p. 338. この £337 という数字は、シェフリーの祖父が請負っていた額に非常に近いものである。

(50) 本稿五八頁参照。

- (51) これらのマンドヴィル特許状の中で、ロンドン及びミドルセックスの州請負料は、blanch か tale かを明記するごとく £300 と記述されている。しかし、ヘンリー一世のロンドン市に対する特許状では、それは £300 by tale (ad computum) と明記されている。ヘンリー二世治世期には、もし blanch か tale の指定がなければ、それは by tale を意味した。ロンドンとミドルセックスに関する限り、by tale による支払いへの後退は一二三五年以前に起こったらしい。マンドヴィル特許状が証明しているように、その請負料は一一〇〇年以前には £300 (by tale) であった。しかし、それは、一一二〇年代の財政改革の時に大きく増加され、一一三〇年のパイ

ステイヴァン治世期における財務府

プ・ロールの中では £525 blanch と記されている。しかし、ヘンリー一世の特許状 (Michaelmas 1130 × August 1133) は、それを £300 by tale (ad computum) と引き下げている。この州請負料がステイヴァンによって £300 以上に引き上げられたという証拠はないが、ヘンリー二世はそれを £500 blanch と引き上げた。Brooke, Keir, Reynolds は、ロンドン特許状は一一四一年頃に発行されたのかもしれないと主張しており、この仮説は筆者の議論に都合の良いものである。しかし、筆者自身は、ホリスターによる反論のほうがより説得的だと感じている。いずれにせよ、ロンドン及びミドルセックスの州請負料の変動はしばしばロンドンのコミュニオン運動と関連しているため、ヘンリー一世の特許状の請負料はむしろ例外と見なされるべきであらう。Hollister, 'London's First Charter of Liberties: Is It Genuine?', pp. 298-303. また、上記註(24)参照。

(22) *Regesta* vol. iii, no. 276.

- (53) ヘンリー二世治世初期には、一一四一年に前述のマンドヴィル特許状の中でシェフリー・ド・マンドヴィルに譲与された Windsor Castle の Hatfield Regis 及びリチャード・デ・ノーマンデーの管理を述べた。Round, *Geoffrey de Mandeville*, pp. 100f., 169. *The Red Book of the Exchequer*, vol. ii, p. 650. *Pipe Roll*, 2, 3, and 4 Henry II, pp. 16-19.

(54) *The Red Book of the Exchequer*, vol. ii, pp. 650f. しかし、彼が一一五五年にエセックスの州請負料として会計報告を行った額は £504 7s. 11d. by tale であり、ハーフォードシャーの州請負料は £69 13s. 4d. (probably by tale) であつた。この二州の合計は £574 1s. 3d. (by tale) であり £545 blanch と同じ額である。これは、一一三〇年のエセックスとハーフォードシャーの州請負料 £539 by weight に非常に近いものである。そのため、多分ジェフリー・ド・マンドヴィルが死んだ時、エセックスの州請負料の古い額が再び要求されるようになったと考えられる。しかし、たとえ古い額が取り決められたとしても、エセックスの州請負料は、ヘンリー二世第一年と同じように、by tale で支払われ続けたのである。一一三〇年及びヘンリー二世治世以降には、エセックスとハーフォードシャーの州請負料はいっしょに会計報告がなされるのが常であつたが、一一五五年及びその後の数年には、マティルダの特許状と同じように、分けて別々に会計報告がなされている。(Regesta vol. iii, no. 275.) 以上の二点は、たとえ通常の場合と異つた方法によつてであれ、エセックスの会計報告が行われ続けたというを示している。

また、マンドヴィル特許状と類似したものが、他にもマティルダによつて発行されている。一一四一年七月末頃、彼女は William de Beauchamp に「ウースター

州長官職と森林〔御料林〕をその全ての附属物とともに、封として世襲財産として、彼の父ウォルター・ド・ビーチャムがそれに関して納めていたのと同じ請負料で (vicecomitatum Wigornie et forestas cum omnibus appendiciis suis in feodo et hereditarie per eandem firmam quam pater suus Walterus de Bellocampo inde reddebat.)」を与へてゐる。Regesta vol. iii, no. 68.

(55) 本稿五三頁、地図 I 参照。

(56) 一一五五年のパイプ・ロールでは、ウィルトシャーの州請負料の支払い方法は明記されておらず、また、ケントの州請負料の支払いには記録されていない。しかし、これらの州の請負料の「納入余剰額 (surplus)」と「納入不足額 (debt)」は blanch で記録されている。それ故、この二州の請負料は blanch で課され払われたと考えるべきであろう。本稿五八頁参照。

ラトランドは、一一五六年に州請負料を tale で払っているが、一一五五年のパイプ・ロールが存在しないので、このようなグループ分けから除外すべきであると考えられる。レスターシャーとハンティンドンシャーは東部のグループに入るのかもしれない。内乱期にレスターシャーを支配していたのは、一一五三年までステイーヴンに忠実だったロバート・オブ・レスターである。また、サセックスとシュロップシャーは伝統的に tale による支払いが認められた州であるため、一一五六年と一一五七年

史のそのほか tale の記載を引くところから、この
内政の概行は、その時々の状況である。

(15) E.J.King, 'The Anarchy of King Stephen's Reign'
Transactions of the Royal Historical Society, 5th
ser. vol. 34 (1984), pp. 133-53.

(16) H.W.C.Davis, 'The Anarchy of Stephen's Reign'
English Historical Review vol. xviii (1903), pp. 630-
41.

(17) King, 'The Anarchy of King Stephen's Reign', pp.
143-7. 同様のことは、Graeme White, 'Were the
Midlands "Wasted" during Stephen's Reign?' *Midland
History* vol. x (1985), pp. 26-46 によっても見られる。

「報知」の記述は、1087年と1088年のSussex,
Kent, Yorkshire, Shropshire, Dorset, Devon, 1087
年と1088年、Surrey, Middlesex, Huntingdonshire,
Somerset, 1100年と1088年、Essex, Hertfordshire,
Cambridgeshire, Lincolnshire, Worcestershire, Here-
fordshire, Wiltshire 及び Pipe Roll, 2, 3, and 4
Henry II, pp.1-68.

(18) King, 'Anarchy of King Stephen's Reign', pp. 147-
52. Cf. R.P.Mack, 'Stephen and the Anarchy 1135-
1154' *British Numismatic Journal* vol. xxxv (1966),
pp. 38-112.

ステューヴンの貨幣を発行し続けたのは、Castle Ris-
ステューヴン治世期における財務府

ing, Norwich, Thetford, Bury St Edmunds, Ipswich,
Colchester, Bedford, London, Canterbury, Rye, Has-
tings, Lewes 及び、女帝マティルダ及び、ヘンリー・ホ
ン・マンニャーの貨幣を発行したのが、Oxford, Glou-
cester, Hereford, Malmesbury, Bristol, Cardiff, Sher-
borne, Wareham である。

(19) このように、必ずしもステューヴンもしくは女帝マ
ティルダがこれらの州を直接支配したというよりも、
むしろ信頼のおける人物（伯、州長官、地方判官等）
に各州を委任し、彼らを掌握するところの間の間接的支配
であったというよりも、たゞ、財務府に関
して一番重要なものは、州請負料の納入を任せられた人物が毎
年きちんと財務府で会計報告を行ったかどうかというこ
とである。

ステューヴンによつて地方行政を任せられたと思われ
人物の次の通り。William d'Aubigny (Sussex), William
of Ypres (Kent), William de Warenne (Surrey),
Geoffrey de Mandeville (Essex & Middlesex), Ri-
chard de Luci (Essex & Middlesex), John and Wil-
liam de Chesney (Norfolk & Suffolk), Robert de
Chesney, Bishop of Lincoln (Lincolnshire), William
d'Aunale (Yorkshire), Robert of Leicester (Leices-
tershire).

女帝マティルダによつて地方行政を任せられたと思われ

る人物は次の通り。Robert and William of Gloucester (Dorset and Somerset), Miles of Gloucester and Roger of Hereford (Gloucestershire, Herefordshire and perhaps Staffordshire), Walter and Patrick of Salisbury (Wiltshire), William de Beauchamp (Worcestershire), William fitzAlan (Shropshire), cf. William de Mohun (Somerset?), Baldwin de Redvers (Devon?), Reginald fitzRoy (Cornwall?), Ralph Paganel (Staffordshire?).

〔付記〕 本稿の要旨を一九八六年一〇月二六日の広島大学史学研究会大会西洋史部会において発表する機会を得た。